

第三者行動規約



目次

最高経営責任者（CEO）からのメッセージ	2
本規約の対象者と適用範囲	2
本規約への準拠	3
腐敗防止規定および不適切な支払い	4
財務上のインテグリティおよび帳簿・記録	5
利害の衝突	5
公正取引	6
競争阻害的な活動	7
機密・専有情報	7
国際貿易規制	8
第三者の適正評価	8
ゼロ容認	8
懸念の報告	9



報復の禁止 9

質問 9

最高経営責任者（CEO）からのメッセージ

Trimble Inc.（以下「Trimble」）は、高い水準の倫理基準やビジネスインテグリティに象徴される当社の企業風土を維持することに全力を注いでいます。当社のこうした社風は、全ての企業活動において日々実践される確固たる価値観に基づいています。そのため、社内のみならず、ビジネスパートナーに対しても同水準のビジネス倫理とインテグリティを期待します。当社が贈収賄防止法、腐敗防止法、その他当社が事業を行う国々の法規を守らなければならないと同様に、ビジネスパートナーの皆様にも、各適用法や Trimble 規定をきちんと理解し、準拠していただく必要があります。当社は、これら倫理・法的基準を守り抜こうとするパートナー企業の皆様の努力を高く評価し、感謝するとともに、さらなる準拠の徹底においていつでも皆様をサポートする用意がございます。

本規約の対象者と適用範囲

本第三者行動規約（以下「本規約」）は、当社のディーラー、ディストリビューター、再販業者、パートナー、販売代理店、コンサルタント、ベンダー、サプライヤー、請負業者、下請け業者をはじめ、Trimble の代



理を務める者や、公衆の目から見て Trimble との関連性が認められる事業を行う者、およびその従業員と代行者に適用されます。

本規約への準拠

当社の代理を務め、または当社と事業を行うに当たっての前提条件として、全ての第三者とその従業員には、本規約はもとより、贈収賄防止法、輸出制限法規などを含む全ての適用法に準拠することに同意していただく必要があります。ある第三者が、Trimble との事業活動を行うに当たって下請け業者やサブディーラーなど他の業者の協力を得る場合、その第三者にはそれらの業者に本規約の写しを提供する責任があるとともに、それらの業者の本規約への準拠に対しても責任を負っていただきます。

第三者には、本規約への継続的な準拠を立証していただくとともに、不正行為や、本規約、適用法および業界基準への違反（その疑いを含む）を未然に防ぎ、摘発することを可能にする規定や手順を維持していただく必要があります。 そうすることが妥当であり、かつ契約上の取り決めに矛盾しない限りにおいて、第三者は、本規約への準拠を立証するよう求められる場合があります。その際には、Trimble 製品・サービスの販売に関する取引文書、設備、および財務記録を、精査のため提供していただきます。さらに、Trimble が本規約や Trimble 規定、準拠法への違反（実際の違反のほか違反の疑いを含む）に関して調査を実施する際、Trimble の第三者に対しても無理からぬ支援と協力が求められます。

本規約への非準拠が確認されたり疑われたりするときには、是正措置が講じられ、その第三者に対して処罰が検討される場合があります。これには Trimble とその第三者との間の取引関係や契約の解消を含みますが、こ



れに限定されません。解消を要しない程度の違反のときは、さらなる適正評価措置、およびその後の準拠を徹底すべくその他の対策を講じる必要が生じる場合があります。

腐敗防止規定および不適切な支払い

第三者は、政府高官を含む何らかの相手または Trimble との既存のまたは見込み取引関係において、その者に対して不適切に影響を与えようとする目的で、直接的か間接的かを問わず（例えば、代理店のほか、下請け業者やコンサルタントなどの仲介者を通して）有価物を贈ったり贈ると申し出たりすることが禁じられています。ここでいう不適切な支払いにはあらゆる有価物が含まれ、第三者が Trimble を代理して事業活動を行う際の相手方へ（またはその相手から）の賄賂、キックバックのほか、融資などが含まれますが、これに限定されません。過剰な贈り物・食事・娯楽、旅行・接待・宿泊費用、慈善寄付、政治献金、雇用の（本人またはその親類への）約束、イベント後援、スポーツ観戦チケットなども、それを受け取る側に対して不適切に影響を与えようとするものである場合や、不適切な目的で贈られる場合、適用法の違反に当たる場合には、賄賂の一種と見なされることがあります。適切な贈り物の最も典型的な例は、贈り物の実質的な価値がほぼゼロで、公然と隠し立てなく贈られ、贈呈者の帳簿・記録に適切に記録され、あくまで敬意や感謝の意を示すためのものであり、かつ地域の法規で認められたものである場合です。大きく、価値の高い贈り物になればなるほど、不適切な目的で贈られた可能性が高くなります。

不適切な支払いや行為は、本規定の違反に当たるのみならず、そうした贈与や支払いはほぼ全ての国の法規に違反します。そのような倫理に反する行為は、そのように見えるだけの行為であっても避けるべきです。



Trimble の腐敗防止規定および不適切な支払いの禁止は、当社の第三者の従業員、下請け業者、代理店、および代理者にも適用されます。

財務上のインテグリティおよび帳簿・記録

第三者には、Trimble 製品・サービスの販売のほか、経費を含むその他全ての Trimble 関連ビジネス活動・取引に関する完全かつ正確、明朗な帳簿・記録を維持していただく必要があります。具体的には、第三者は、十分な情報量と正確さを伴い、かつ全ての Trimble 関連ビジネス取引・経費の実態を公平かつ明朗に反映した会計記録を維持する必要があります。当社の第三者の会計記録は、虚偽の項目や誤解を招く項目、資金の用途を偽装した項目を含んだものであってはなりません。文書や財務会計記録は、本規約への準拠の証拠として、適用法に従って維持される必要があり、第三者には、全ての適用法・規制に従って文書や財務会計記録の作成・保持・廃棄を行っていただく必要があります。

利害の衝突

利害の衝突は、直接的もしくは間接的な個人的利益を得られる可能性が、Trimble 事業活動を遂行する際の Trimble 第三者の判断や行動に影響を及ぼし、もしくは及ぼすように見え、または Trimble に対して負うべき責任の遂行を妨げ、もしくは妨げるように見える場合に発生します。当社の第三者は、実際のものか潜在的なものかを問わず、いかなる利害の衝突をも避けなければなりません。利害の衝突は、発生したかのように見えるだけでも不利になり得ますので、誤解を招く行為は避けるべきです。Trimble の第三者はまた、Trimble



事業活動の遂行を妨げ、または妨げるように見える活動も一切避けるべきです。利害の衝突は、実際に発生し、または発生したかのように受け取られた際は、直ちに Trimble の担当責任者宛て書面で開示すべきです。

公正取引

公正取引とは、重要事実の操作や隠匿、不実表示、機密・部外秘情報の不正使用、その他これに準じる行為を通じて不正な利益を得る者がいないことを指します。Trimble の代理を務める第三者は、他の者が所有する機密・専有情報に該当する競合情報を不適切または不法な手段を用いて入手したり、他者や他社との過去の関係や取引を通して得られた機密・専有情報を開示したりしてはなりません。

Trimble は、顧客や競合他社、一般社会に対して虚偽または誤解を招く内容の宣伝を行いません。当社と取引を行う第三者には、次の基準に従っていただきます：

- マーケティング・広告・営業資料は、明瞭かつ事実のみを述べたものとすること。また、Trimble 製品・サービスに関する虚偽・誇大な主張を含まないこと。
- 価格や製品・サービスに関する営業情報は、秘密裏に、または特別待遇での提供と誤解されることのない形で、顧客やベンダーに提供すること。
- 第三者は、自社や Trimble が果たすことができないと知りつつ、自社や Trimble を代表してそのような提案や約束をしてはならない。
- 第三者は、競合他社の製品・サービスに関して虚偽または誤解を招く表現をすべきでない。



競争阻害的な活動

第三者は、競争阻害的であり、または競争阻害的と受け取られる恐れのある活動を行ってはならず、全ての適用独占禁止法と競争法に従う必要があります。これらの法規は、市場での均等な機会を実現し、公平な競争を促進することを目的に設けられており、価格を巡る競合他社との協定、特定顧客・サプライヤのボイコットのほか、生産・販売、市場・地域・顧客の割り当てを制限する協定、その他の形態による競争阻害的行為を総じて禁じています。

機密・専有情報

機密・専有情報とは、業務上 Trimble の代理を務める中で第三者が知るところとなり、または整備した Trimble に関する情報のうち、同社が公表していないものをいいます。そのような情報には、会社事情、手順、工程・過程、発明、財務情報、技術図面、顧客・サプライヤ一覧、マーケティング計画が含まれることがありますが、これに限定されません。

機密情報および他者の個人情報は、細心の注意をもって保護しなければなりません。機密情報は、Trimble 代表者から開示せよとの明示的な指示や許可があった場合や、当社の代理で行われる通常の業務を通じての開示を除いては、外部の第三者に開示してはなりません。また、第三者が、証券の取引目的や、取引に影響を及ぼす目的で機密情報を利用・開示することや、その他いかなる形であれ個人の利益や他者の利益にそうした情報を利用・共有することは厳禁とします。



国際貿易規制

第三者には、米国や当該国および国際的な適用輸出入管理規制、および反ボイコット法を理解し、遵守していただく必要があります。

第三者は、輸出および再輸出に関する米国の法・規制の要件に従う必要があります。これには、（米）輸出管理法、（米）兵器輸出管理法、（米）海外資産管理規制、（米）兵器の国際的売買規制などが含まれます。また、特定業務の拠点や製品の製造場所を問わず、当社が事業を展開する米国以外の国々の（再）輸出管理法規にも従う必要があります。

第三者の適正評価

Trimble は、自社コンプライアンスプログラムの一環で、当社の第三者パートナー企業を対象とした適正評価を、当初はもとよりその後も定期的に実施します。第三者には、Trimble が適正評価を実施する際、正確で時宜を得た情報を提供していただくとともに、古くなったり不正確になったりした情報があればその更新を行っていただく必要があります。

ゼロ容認

Trimble は、Trimble が求める成果を法律違反や不正行為によって達成したり、達成しようと試みたりする行為を容認しません。Trimble の代理を務める第三者は、ある種の機会や便宜が Trimble のビジネス倫理や世評を脅かすようなものである場合、そうした機会や便宜を辞退しなければなりません。



懸念の報告

第三者は、本規約、Trimble 規定および/または Trimble 製品・サービスの販売・流通にかかる適用法・規制の違反について、実際に違反があった場合でも、または違反の疑いに過ぎない場合でも、また違反者が何者であれ（Trimble 従業員の場合を含む）、直ちに報告しなければなりません。通知は、Trimble の代表ビジネスパートナー宛てに、御社への指示の際に説明された具体的な通知要件（例えば Trimble のパートナー企業向けウェブサイトを通してなど）に従って行ってください。

報復の禁止

Trimble は、懸念や違反の疑いについて誠意をもって報告したり、そうした懸念の報告に伴う捜査に関与したりする当事者に対し、報復することはありません。こうした報復の禁止は、従業員や、代理店をはじめとする第三者が誠意をもって不正行為の疑いや、法規の違反、その他の懸念事項について報告したり、そうした報告に伴う捜査に協力したりする際、当社の第三者パートナーにも拡大適用されます。

質問

本規約の範囲、適用の有無、要件に関し、Trimble 代行業者としての御社の事業・活動内容に関わる部分についてご質問がおありの際は、Trimble の担当責任者にお問い合わせください。

* * * * *

2017 年 9 月改訂